

令和3年度組織改正について

執行体制の効率化及び区民サービスの向上等を図るため、令和3年度に実施を予定している組織改正の概要は次のとおりです。

なお、別紙の分掌事務は現時点のものであり、今後の調整で変更となる場合があります。

1 実施時期 令和3年4月1日

2 組織改正の概要

組織図の左図が現行組織、右図が改正後組織で、下線部は廃止・変更、囲みは新設・再編等による組織を仮称で記載しています。

(1) 子ども家庭支援部

区は、児童福祉法施行令の改正により児童相談所設置市として指定され、令和3年4月に児童相談所を設置します。これに伴い、児童相談所の準備組織を本年度末をもって廃止するとともに、児童相談所を子ども家庭支援部の部内部に位置付け、内部組織を整備します。

① 児童相談所設置準備担当部長

児童相談所の設置に向けて、東京都からのケース引継ぎ、他自治体や関係機関との連携強化等を円滑に実施するため、令和2年4月に設置した児童相談所設置準備担当部長について、所期の目的を達したことから本年度末をもって廃止します。

② 児童相談所設置準備担当課長

児童福祉法の改正により、特別区が児童相談所を設置できる自治体となったことを受け、区における児童相談所の早期設置を実現するため、平成29年4月に設置した児童相談所設置準備担当課長及び子ども家庭課児童相談所設置準備担当（担当係長制）について、所期の目的を達したことから本年度末をもって廃止します。

③ 児童相談所

児童相談所は、児童の命と権利を守るため、児童虐待、非行等の子どもの様々な問題に専門的に対応する組織です。児童相談所長は、法に定める任用資格を有し、一時保護の決定や調査・診断に基づく指導、援助、児童福祉施設等への措置、必要に応じた法的対応を行うとともに、多くの専門職を含む80名規模の組織を指揮監督するマネジメント力が求められる職であることから、部長級職員を配置し、執行体制を整備します。

④ 児童相談所 児童相談課、相談援助担当課長

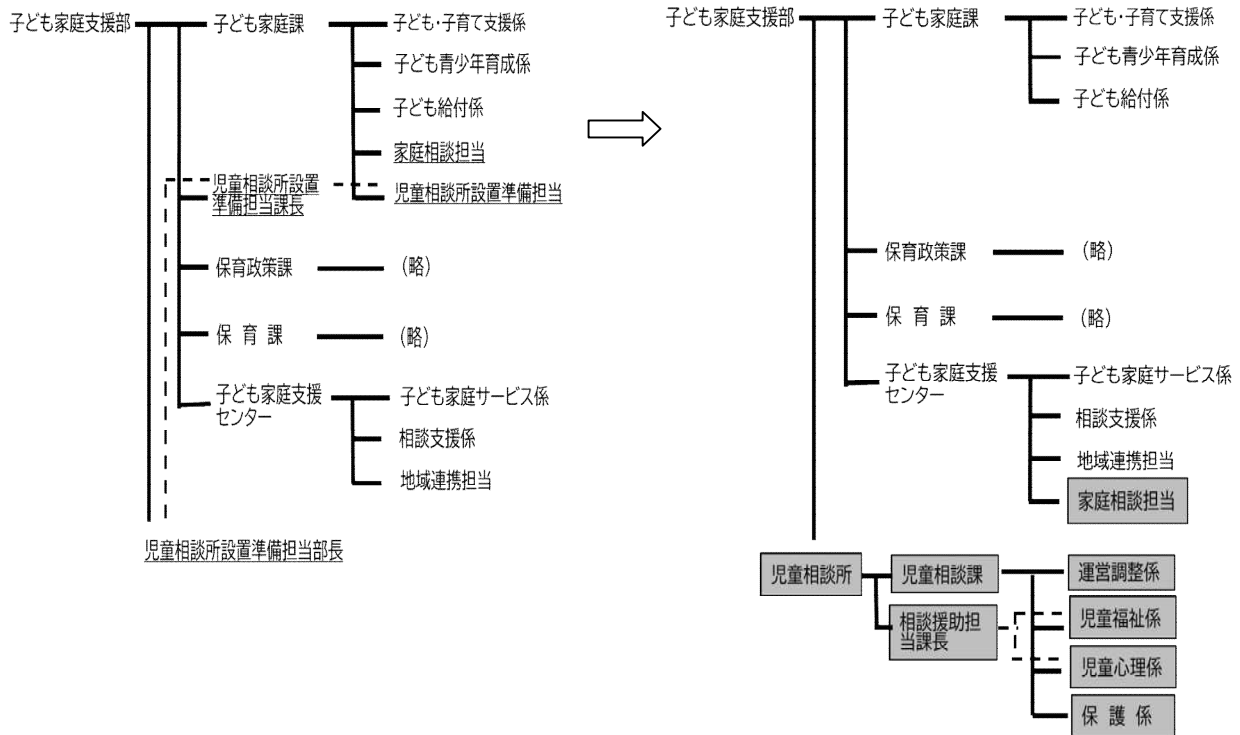
児童相談所の内部組織として、児童と家庭の調査や診断、地域の関係機関との緊密な連携、一時保護所の運営、施設管理等を行うため児童相談課を置き、同課内に運営調整係、児童福祉係、児童心理係及び保護係を設置します。

また、虐待通告受理後の被虐待児童のリスク判断や援助内容の判断、医師及び児童心理司によるアセスメントや治療方針、弁護士の協力に基づく法的対応など、高い専門性が求められる

業務を児童福祉係及び児童心理係の職員を指揮監督し、適切かつ迅速に執行するため、相談援助担当課長を設置します。

⑤ 子ども家庭課、子ども家庭支援センター

令和3年4月の港区子ども家庭総合支援センターの開設に伴い、子どもの養育をはじめ、ひとり親の支援、DV、離婚など、子どもと家庭が直面している様々な課題に対し、ワンストップで総合的に支援できる体制を整備するため、家庭相談担当（担当係長制）を子ども家庭課から子ども家庭支援センターに移管します。



(2) 企画経営部

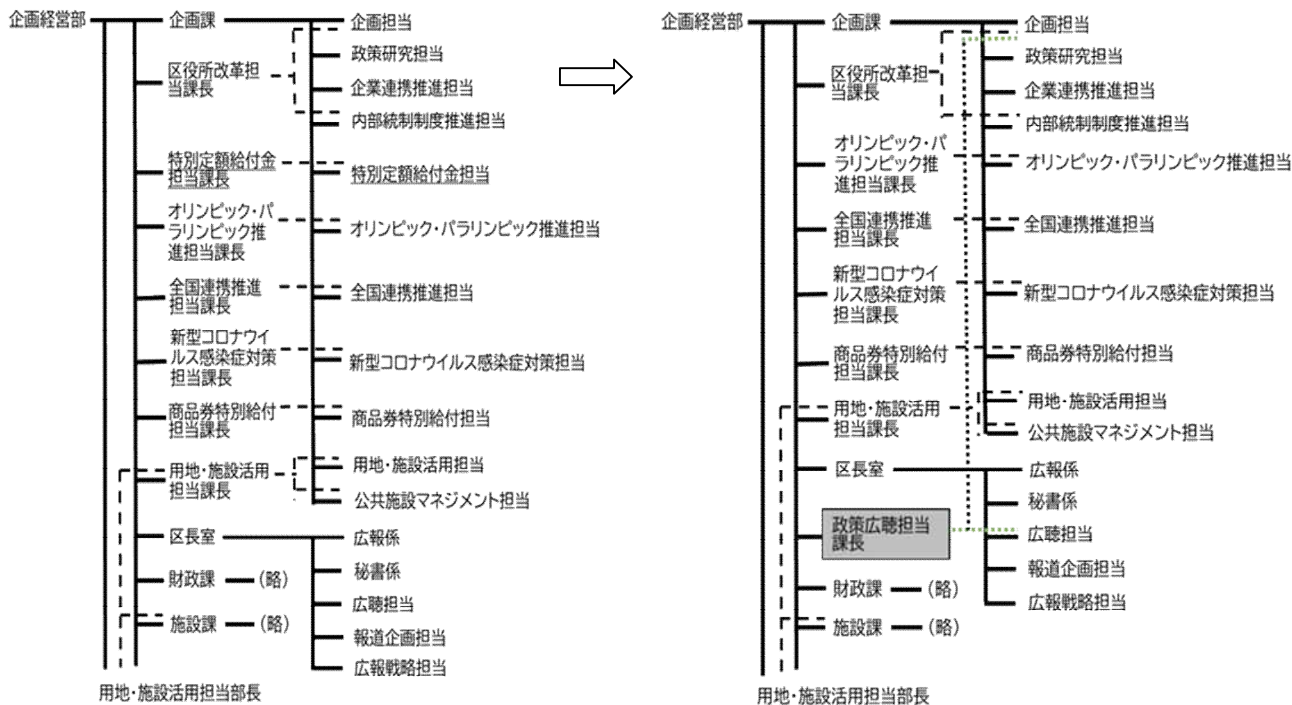
① 特別定額給付金担当課長

区における特別定額給付金給付事業の迅速な実施を図るため、令和2年4月22日付で設置した特別定額給付金担当課長及び企画課特別定額給付金担当（担当係長制）について、同年8月25日に給付を完了したことから、本年度末をもって廃止し、事業の清算に係る業務を企画課企画担当に引き継ぎます。

② 政策広聴担当課長

区民から寄せられる意見・要望について、より迅速かつ適切な対応に向け、広聴システムの充実・強化を図るとともに、区民の声を分析してニーズを把握し、区の施策や事業への反映と臨機の対応を果敢に行うため、政策広聴担当課長を設置します。

※ 企画経営部の組織改正図は次ページのとおり



(3) 総務部

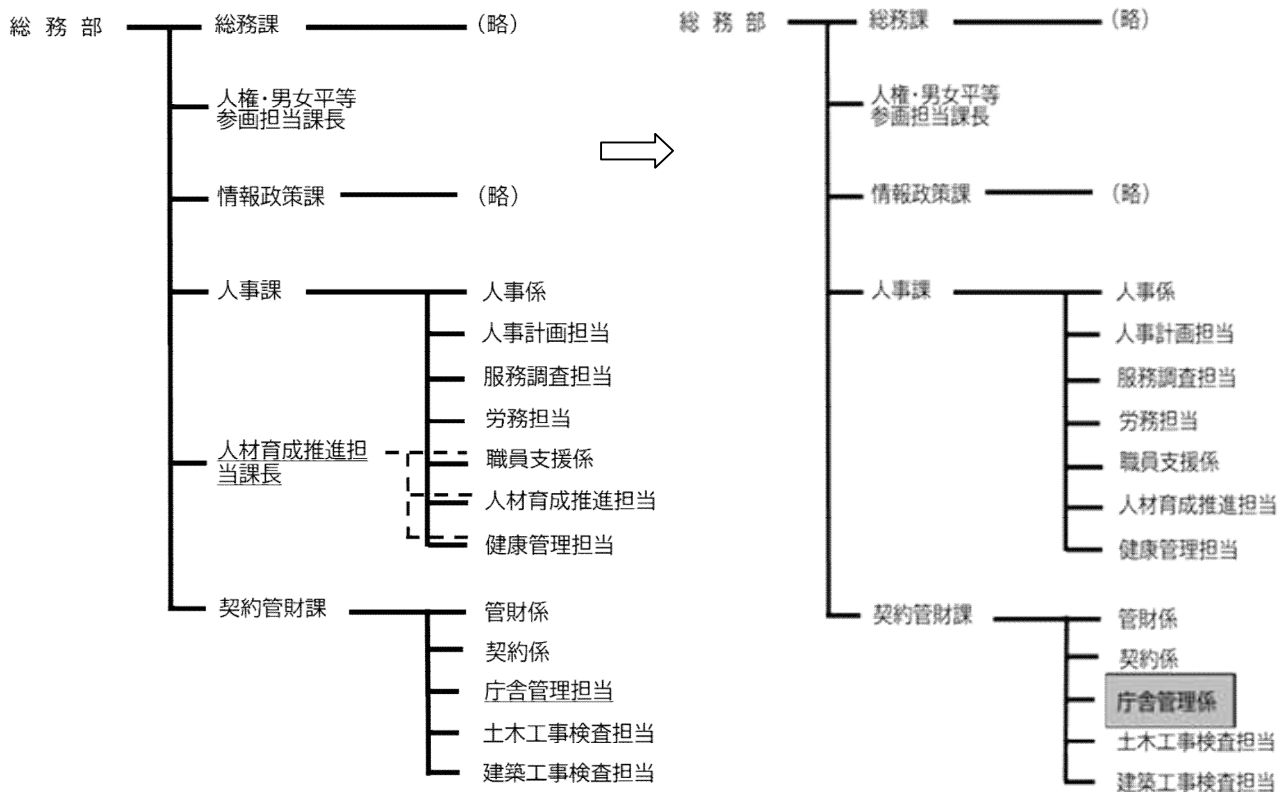
① 人材育成推進担当課長

平成18年4月に設置した人材育成推進担当課長について、人材育成方針の改定など所期の目的を概ね達成したこと並びに簡素で効率的な執行体制の下、人事管理及び人事評価と連動した効果的な職員の能力開発とキャリア形成支援、心身の健康を支える職場づくりを推進することから、本年度末をもって廃止します。

② 契約管財課

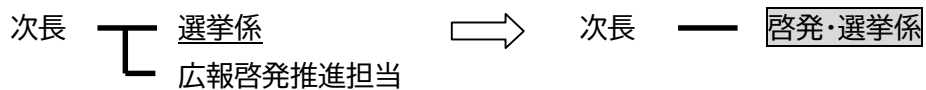
平成31年4月に企画課で運営を開始した業務サポートセンターについて、事業の運営も安定してきたことから、設置を担った企画課から契約管財課へ業務を移管するとともに、庁舎管理担当（担当係長制）を庁舎管理係に改め、移管した業務に係る執行体制を整備します。

※ 総務部の組織改正図は次ページのとおり



(4) 選挙管理委員会事務局

選挙に関心が低い20歳から39歳までの若年層の投票率向上に向け、区内事業者や大使館、学校等と協働して地域への啓発活動を行うとともに、常時啓発から選挙執行までの業務を一体的かつ円滑に遂行するため、広報啓発推進担当(担当係長制)を選挙係に統合し、名称を啓発・選挙係に変更します。



（1）子ども家庭支援部

児童相談所設置準備担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>1 児童相談所等の設置準備に関すること。</u> <u>2 児童相談所設置市事務の準備に関すること。</u>	[廃止]

子ども家庭課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
家庭相談担当 <u>1 ひとり親、女性及び家庭の福祉に関すること。</u> <u>2 母子及び父子福祉資金、女性福祉資金（償還に関するものに限る。）及び母子福祉応急小口資金（償還に関するものに限る。）に関すること。</u> <u>3 ひとり親家庭の福祉の増進に関すること。</u> <u>4 配偶者からの暴力に関すること。</u> <u>5 母子生活支援施設の整備等に関すること。</u>	(子ども家庭支援センターに移管)
児童相談所設置準備担当 <u>1 児童相談所等の設置準備に関すること。</u> <u>2 児童相談所設置市事務の準備に関すること。</u>	[廃止]

子ども家庭支援センター（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
[なし]	家庭相談担当 <u>1 ひとり親、女性及び家庭の福祉に関すること。</u> <u>2 母子及び父子福祉資金、女性福祉資金（償還に関するものに限る。）及び母子福祉応急小口資金（償還に関するものに限る。）に関すること。</u> <u>3 ひとり親家庭の福祉の増進に関すること。</u> <u>4 配偶者からの暴力に関すること。</u> <u>5 母子生活支援施設の整備等に関すること。</u>

児童相談課

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
[なし]	運営調整係 <u>1 施設の維持管理に関すること。</u> <u>2 所の予算及び決算に関すること。</u> <u>3 所の調整及び管理運営に関すること。</u> <u>4 課内他の係に属しないこと。</u>
[なし]	児童福祉係 <u>1 児童福祉の相談に関すること。</u> <u>2 児童等に係る調査及び指導に関すること。</u> <u>3 児童の措置に関すること。</u> <u>4 里親又は養子縁組に関する相談及び援助に関すること。</u> <u>5 関係機関との連絡調整に関すること。</u>

〔なし〕	児童心理係 1 児童の心理検査、心理治療等に関する <u>こと。</u> 2 療育手帳の判定に関する <u>こと。</u>
〔なし〕	保護係 1 児童の一時保護に関する <u>こと。</u>

相談援助担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔なし〕	1 児童福祉の相談に関する <u>こと。</u> 2 児童等に係る調査及び指導に関する <u>こと。</u> 3 児童の措置に関する <u>こと。</u> 4 里親又は養子縁組に関する相談及び援助に関する <u>こと。</u> 5 関係機関との連絡調整に関する <u>こと。</u> 6 児童の心理検査、心理治療等に関する <u>こと。</u> 7 療育手帳の判定に関する <u>こと。</u>

(2) 企画経営部

特別定額給付金担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
1 特別定額給付金事業の実施に関する <u>こと。</u>	〔廃止〕

政策広聴担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
〔なし〕	1 広聴システムの充実及び強化に関する <u>こと。</u> 2 区民の声の施策及び事業への適切な反映の促進に関する <u>こと。</u> 3 その他、懸案課題の調整及び実施に関する <u>こと。</u>

企画課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
企画担当 1～16 (略) 17 業務支援組織に係る調整に関する <u>こと。</u> 18 高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり推進本部の運営に関する <u>こと。</u> 19 高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくりの推進に係る調整に関する <u>こと。</u> 20 部の予算及び決算に関する <u>こと。</u> 21 部の調整及び管理運営に関する <u>こと。</u> 22 部内他の課及び課内他の担当に属しない <u>こと。</u>	企画担当 1～16 (略) 17 高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくり推進本部の運営に関する <u>こと。</u> 18 高輪ゲートウェイ駅周辺まちづくりの推進に係る調整に関する <u>こと。</u> 19 部の予算及び決算に関する <u>こと。</u> 20 部の調整及び管理運営に関する <u>こと。</u> 21 部内他の課及び課内他の担当に属しない <u>こと。</u>
特別定額給付金担当 1 特別定額給付金事業の実施に関する <u>こと。</u>	〔廃止〕

(3) 総務部

人材育成推進担当課長

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
<u>1 職員研修及び人材育成の推進に関すること。</u> <u>2 職員の給与及び旅費に関すること。</u> <u>3 職員の福利厚生等に関すること。</u> <u>4 職員の安全衛生管理に関すること。</u> <u>5 職員のメンタルヘルス対策の推進に関すること。</u> <u>6 働きやすい職場づくりの推進に関すること。</u>	[廃止]

契約管財課（抜粋）

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
庁舎管理担当 <u>1 港区役所庁舎の管理に関すること。</u> <u>2 宿日直に関すること。</u>	庁舎管理係 <u>1 港区役所庁舎の管理に関すること。</u> <u>2 宿日直に関すること。</u> <u>3 業務サポートセンターの運営に関すること。</u>

(4) 選挙管理委員会事務局

選挙管理委員会事務局

現行の分掌事務	改正後の分掌事務
選挙係 <u>1 委員会の事務に関すること。</u> <u>2 事務局の庶務に関すること。</u> <u>3 事務局の予算、決算及び経理に関すること。</u> <u>4 公印に関すること。</u> <u>5 職員の人事に関すること。</u> <u>6 文書の收受、配布、発送及び保存に関すること。</u> <u>7 選挙人名簿の調製に関すること。</u> <u>8 選挙人名簿抄本閲覧に関すること。</u> <u>9 各種選挙の執行に関すること。</u> <u>10 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。</u> <u>11 国民投票の執行に関すること。</u> <u>12 海区漁業調整委員会の選挙人名簿の調製及び委員の選挙に関すること。</u> <u>13 直接請求に関すること。</u> <u>14 不在者投票に関すること。</u> <u>15 選挙争訟に関すること。</u> <u>16 検察審査員及び裁判員の候補者予定者に関すること。</u> <u>17 選挙諸証明に関すること。</u> <u>18 その他委員会の権限に属する事務の処理に関すること。</u>	啓発・選挙係 <u>1 委員会の事務に関すること。</u> <u>2 事務局の庶務に関すること。</u> <u>3 事務局の予算、決算及び経理に関すること。</u> <u>4 公印に関すること。</u> <u>5 職員の人事に関すること。</u> <u>6 文書の收受、配布、発送及び保存に関すること。</u> <u>7 選挙人名簿の調製に関すること。</u> <u>8 選挙人名簿抄本閲覧に関すること。</u> <u>9 各種選挙の執行に関すること。</u> <u>10 最高裁判所裁判官国民審査に関すること。</u> <u>11 国民投票の執行に関すること。</u> <u>12 海区漁業調整委員会の選挙人名簿の調製及び委員の選挙に関すること。</u> <u>13 直接請求に関すること。</u> <u>14 不在者投票に関すること。</u> <u>15 選挙争訟に関すること。</u> <u>16 検察審査員及び裁判員の候補者予定者に関すること。</u> <u>17 選挙諸証明に関すること。</u> <u>18 広報に関すること。</u> <u>19 選挙周知及び啓発に関すること。</u> <u>20 港区明るい選挙推進協議会等に関すること。</u> <u>21 選挙統計に関すること。</u> <u>22 その他委員会の権限に属する事務の処理に関すること。</u>
広報啓発推進担当 <u>1 広報に関すること。</u> <u>2 選挙周知及び啓発に関すること。</u>	[廃止]

3 港区明るい選挙推進協議会等に関すること。 4 選挙統計に関すること。	
---	--